

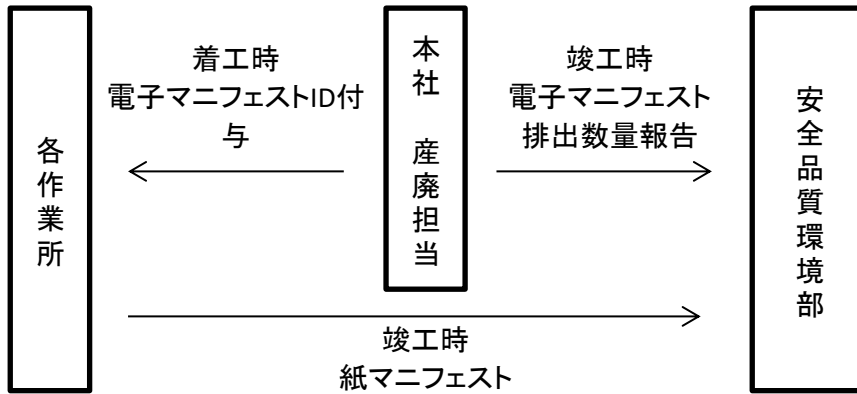
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月19日	
大阪市長 殿	
提出者 中林建設株式会社	
住所 大阪府大阪市浪速区大国2丁目1番19号	
氏名 代表取締役社長 中林浩之	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6647-7575	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	中林建設株式会社
事業場の所在地	大阪府大阪市浪速区大国2丁目1番19号
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業 総合工事業
②事業の規模	前期完成工事高 ¥9,439,589,576千円
③従業員数	106人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 がれき類（コンクリート塊） →再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化 ・舗装工事 がれき類（アスファルト・コンクリート塊） →再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化 ・地盤改良工事 建設汚泥 →再生処理業者に委託して、ソイルモルタルとして再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	5,153 t	4 t
	（これまでに実施した取組） ・分別収集の徹底		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	3,000 t	4 t
	（今後実施する予定の取組） ・分別収集の徹底		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・がれき類、廃プラスチック類、木くず、金属くず、建設系混合廃棄物 上記の廃棄物は、作業所にて各コンテナを用意し、分別を行っている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・がれき類、廃プラスチック類、木くず、金属くず、建設系混合廃棄物 上記の廃棄物は、作業所にて各コンテナを用意し、分別を行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード	その他のがれき類
26 t	201 t	5 t	1,298 t

②計画

木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード	その他のがれき類
20 t	200 t	4 t	1,000 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	がれき類（石綿含有）	建設系混合廃棄物（安定型）
2,013 t	2,567 t	0 t	3 t

②計画

コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	がれき類（石綿含有）	建設系混合廃棄物（安定型）
2,000 t	2,000 t	0 t	3 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

建設系混合廃棄物（管理型）	蛍光灯		
132 t	1 t	t	t

②計画

建設系混合廃棄物（管理型）	蛍光灯		
100 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 府指導指針に基づき、現場内での自ら利用を実施する		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 特に実施の予定はない		

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 委託基準に基づき、委託可能な処理業者を選定している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	5153 t	4 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	5153 t	4 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託基準に基づき、委託可能な処理業者を選定する。		
※事務処理欄			

(第5面－2)

②計画

木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード	その他のがれき類
26 t	201 t	5 t	1298 t
t	t	t	t
26 t	201 t	5 t	1298 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第5面－3)

②計画

コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	がれき類（石綿含有）	建設系混合廃棄物（安定型）
2013 t	2567 t	0 t	3 t
t	t	t	t
2013 t	2567 t	0 t	3 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

建設系混合廃棄物（管理型）	蛍光灯		
132 t	1 t	t	t
t	t	t	t
132 t	1 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。